

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 2 章 関税の確定、納付、徴収及び還付	第 2 章 関税の確定、納付、徴収及び還付
第 4 節 関税の納付及び徴収	第 4 節 関税の納付及び徴収
（重加算税の額を加算する場合の取扱い）	（重加算税の額を加算する場合の取扱い）
12の 4－3 前記12の 3－5 の規定は、 <u>法第12条の 4 第 3 項又は第 4 項の規定</u> により重加算税の額を加算する場合の取扱いに準用する。	12の 4－3 前記12の 3－5 の規定は、 <u>第12条の 4 第 3 項又は第 4 項の規定</u> により重加算税の額を加算する場合の取扱いに準用する。
第 4 章 保税地域	第 4 章 保税地域
第 1 節 総則	第 1 節 総則
（社内管理規定の整備）	（社内管理規定の整備）
34の 2－9 保税地域における貨物管理については、倉主等に次に掲げる基本項目を参考とした貨物管理に関する社内管理規定（CP=Compliance-Program）を整備させ、 <u>税関に提出させるものとする</u> 。ただし、法第50条第 1 項又は第 61条の 5 第 1 項に規定する届出に係る場所においては、法第50条第 1 項又は第 61条の 5 第 1 項に規定する承認の申請の際に、令第42条第 2 項又は第50条の 4 第 2 項の規定に基づき提出された、法第51条第 3 号（法第62条において準用する場合を含む。）の規則をもって足りる。	34の 2－9 保税地域における貨物管理については、倉主等に次に掲げる基本項目を参考とした貨物管理に関する社内管理規定（CP=Compliance-Program）を整備し、 <u>提出するものとする</u> 。ただし、法第50条第 1 項又は第 61条の 5 第 1 項に規定する届出に係る場所においては、法第50条第 1 項又は第 61条の 5 第 1 項に規定する承認の申請の際に、令第42条第 2 項又は第50条の 4 第 2 項の規定に基づき提出された、法第51条第 3 号（法第62条において準用する場合を含む。）の規則をもって足りる。
(1)～(8) （省略）	(1)～(8) （同左）
第 2 節 指定保税地域	第 2 節 指定保税地域
（財務大臣による指定又は取消しに関する手続）	（財務大臣による指定又は取消しに関する手続）
37－4 法第37条第 1 項から第 4 項までの規定により財務大臣が行う指定保税地域の指定又は指定の取消しに関する手続については、次による。	37－4 法第37条第 1 項から第 4 項までの規定により財務大臣が行う指定保税地域の指定又は指定の取消しに関する手続については、次による。
(1)及び(2) （省略）	(1)及び(2) （同左）

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
(3) 公聴会が終了したときは、税関長は、規則第 4 条第 7 項の規定による <u>調書</u> を作成し、指定又は取消しに関する税関長の意見を付して財務大臣あてに送付するものとする。			(3) 公聴会が終了したときは、税関長は、規則第 4 条第 7 項の規定による <u>調書正副 2 通</u> を作成し、指定又は取消しに関する税関長の意見を付して <u>その正本</u> を財務大臣あてに送付するものとする。		
第 6 章 通関			第 6 章 通関		
第 3 節 一般輸入通関			第 3 節 一般輸入通関		
(他法令による許可、承認等の確認)			(他法令による許可、承認等の確認)		
70-3-1 輸入貨物についての法第 70 条第 1 項又は第 2 項の規定の適用については、次による。			70-3-1 輸入貨物についての法第 70 条第 1 項又は第 2 項の規定の適用については、次による。		
(1)～(4) (省略)			(1)～(4) (同左)		
別表第 1 (省略)			別表第 1 (同左)		
別表第 2			別表第 2		
法令名	輸入の規制に関する条項	確認する証明書等	法令名	輸入の規制に関する条項	確認する証明書等
イ～ト. (省略)	(省略)	(省略)	イ～ト. (同左)	(同左)	(同左)
チ. 労働安全衛生法 (昭和 47 年法律第 57 号)	第 55 条《製造等の禁止》	輸入物品が石綿障害 <u>予防</u> 規則第 46 条の 2 第 1 項の規定及び告示に規定する珪藻土を主たる材料とするバスマット、コップ受け、なべ敷き、盆その他これらに類似する板状の製品である場合には、分析結果報告書の写し及びその添付書類の写し	チ. 労働安全衛生法 (昭和 47 年法律第 57 号)	第 55 条《製造等の禁止》	輸入物品が石綿障害 <u>防止</u> 規則第 46 条の 2 第 1 項の規定及び告示に規定する珪藻土を主たる材料とするバスマット、コップ受け、なべ敷き、盆その他これらに類似する板状の製品である場合には、分析結果報告書の写し及びその添付書類の写し

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 9 章 雑則	第 9 章 雑則
（業務の処理に係る通常の間期の意義） 94の 2－14 規則第10条第 4 項第 1 号ロ及び第 2 号ロに規定する「その業務の処理に係る通常の間期」とは、<u>関税関係書類の作成若しくは受領から入力まで又は作成若しくは受領からタイムスタンプを付すまでの通常の間期</u>の期間をいうことに留意する。 なお、月をまたいで処理することも通常行われている業務処理サイクルと認められることから、最長 2 か月の業務処理サイクルであれば、「その業務の処理に係る通常の間期」として取り扱うこととする。 （認定業務） 94の 2－17 規則第10条第 4 項第 2 号ロに規定する「<u>総務大臣が認定する時刻認証業務</u>」とは、<u>電磁的記録に記録された情報にタイムスタンプを付与する役務を提供する業務をいい、時刻認証業務の認定に関する規程（令和 3 年総務省告示第146号）第 2 条第 2 項に規定する時刻認証業務（電子データに係る情報にタイムスタンプを付与する役務を提供する業務をいう。）と同義である。</u> （業務の処理に係る通常の間期の意義） 94の 5－7 規則第10条の 3 第 1 項第 2 号ロに規定する「その業務の処理に係る通常の間期」とは、取引情報の授受からタイムスタンプを付すまでの<u>通常の間期</u>の期間をいうことに留意する。 なお、月をまたいで処理することも通常行われている業務処理サイクルと認められることから、最長 2 か月の業務処理サイクルであれば、「その業務の処理に係る通常の間期」として取り扱うこととする。	（業務の処理に係る通常の間期の意義） 94の 2－14 規則第10条第 4 項第 1 号ロ及び第 2 号ロに規定する「その業務の処理に係る通常の間期」とは、<u>関税関係書類の作成又は受領からスキャナで読み取り可能となるまでの業務処理サイクルの期間をいうことに留意する。</u> なお、月をまたいで処理することも通常行われている業務処理サイクルと認められることから、最長 2 か月の業務処理サイクルであれば、「その業務の処理に係る通常の間期」として取り扱うこととする。 （認定業務） 94の 2－17 規則第10条第 4 項第 2 号ロに規定する「<u>一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務</u>」とは、<u>当該財団法人が認定する時刻認証業務をいう。</u> （業務の処理に係る通常の間期の意義） 94の 5－7 規則第10条の 3 第 1 項第 2 号ロに規定する「その業務の処理に係る通常の間期」とは、取引情報の授受からタイムスタンプを付すまでの業務処理サイクルの期間をいうことに留意する。 なお、月をまたいで処理することも通常行われている業務処理サイクルと認められることから、最長 2 か月の業務処理サイクルであれば、「その業務の処理に係る通常の間期」として取り扱うこととする。